

ホテル・旅館の建物に係る固定資産評価の
見直しを求める意見書

政府は、観光振興が地域経済の発展や雇用の拡大に極めて有効な手段であるとして、「新成長戦略～『元気な日本』の復活のシナリオ～」において、訪日外国人旅行者の誘致、観光地の魅力向上、国内観光需要の喚起を主な施策として位置づけている。

しかしながら、昨今、宿泊業界を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあり、特にホテル・旅館は、建物等の固定資産そのものが重要な商品であることから、顧客ニーズの変化を踏まえた建物の改装・改築が頻繁に行われ、多額の経費を要している。

さらにまた、建物に対する固定資産評価の経過年数による減価は、最終残存率達成年数が 50 年で、最終残存率が 2 割までとされており、減価償却の耐用年数である 39 年と比べて 11 年も長く、固定資産税がホテル・旅館の経営を圧迫している。

平成 24 年度税制改正大綱において、ホテル・旅館の建物に係る固定資産評価の見直しについて、具体的な検討を進め、平成 27 年度の評価替えにおいて対応することとされているが、現在実施されている実態調査等の結果を踏まえ、その特性に即した見直しを実施し、観光立国の観点から重要な役割を果たすホテル・旅館の建物に係る固定資産について、税負担軽減の早期実現を強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成25年 6 月28日

沼 津 市 議 会